## **○○○** 大阪ホーチミン社労士事務所本店新聞

VĂN PHÒNG TƯ VẤN LAO ĐÔNG VÀ BẢO HIỂM XÃ HÔI OSAKA- HỒ CHÍ MINH tru sở chính

日本とベトナム・ミャンマーの労務管理に関する情報新聞



発行所: 〒531-0072 大阪府大阪市北区豊崎 3-20-9-705

連絡先電話:06-6131-4922 FAX:06-6131-4933 Email:「info@ocsr.jp」

この新聞は大阪ホーチミン社労士事務所がお送りする労務管理に関する情報提供用労務管理新聞です。

名刺交換をさせていただいた方などにも配布させていただいております。

今後新聞が不要であれば、お手数ですが口にチェックを入れ、ご氏名をご記入の上、上記まで FAX をご送信ください。
→□ご氏名:

2023/6/22 に「外国人採用交流会」へ行ってきました。 大盛況でした。

参加企業は43社、入管や大阪府の外郭団体もかなり多かったです。

入管の人に「どんな会社が、なんのために 来ていますか?」と質問してみました。



「看護業界、運送業、幼稚園や保育園の経営者」など、外国人のビザが下りない業界の人から「なんとかできませんか」という質問がとても多かったそうです。

どこも人手不足ですが、特に上記の業界は 困っているようですね。

打開策が無ければ、新しい制度を考えないといけませんが、現状では「高度人材ビサ」などのハードルが高すぎて、機能していないのが現状だと思います。

結構人が多くてびっくりしました。

平日の昼の3時間だけにも関わらず、開始前 には行列ができていました。



1

参加企業一覧 (ホームページより)

人材不足の感心は高いようですが、まだま だ制度改正は必要な状況ですね。

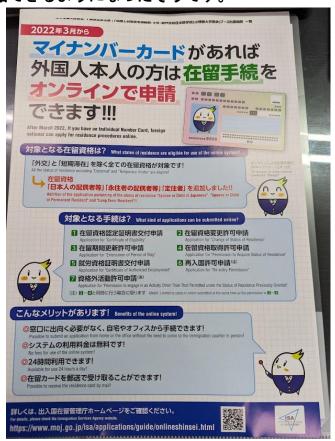
今後の制度改定に注目です。

参加企業の会社は他業界からも多く、いろいろな業界が参入していることも興味深かったです。

## 【編集後記】

今世間を騒がせているマイナンバー制度で すが、いい側面もあるようです。

以下によると、在留カードの更新が、今までは対面だったのが、今後はオンラインで完 結できるようになったそうです。



1

マイナンバーカードのメリットを説明する チラシ

健康保険証のかわりに使えなかったり、他人の情報が紐付いていたり、いろいろ問題が でてきているようですが、いい面もあるよう ですね。

そもそもですが、免許証を身分証明書として使っているのは世界的に見ても日本だけですので、カードは必要だと思います。

ある程度問題が起きることもやむを得ない 気もするのですが、、、

内容が内容だけに慎重になりますね。 特に銀行口座の紐付けは必要ないような気 もするのですが、、、 今後の改善に期待しましょう。



## 【発行・編集】

- ・大阪ホーチミン社労士事務所本店 代表
- 協同組合ろ一む 代表理事
- 大阪ヤンゴン会計事務所 代表取締役 森 啓治郎

大阪市北区豊崎3-20-9-705

・弊社のホームページ・Facebookの訪問をお 待ちしております

「https://ocsr.jp/」

「https://www.facebook.com/ocsr.jp/」

- ·大阪府社会保険労務士会所属 会員番号第10504号
- 日本労働法学会正会員会員番号762-766-0894号
- ·特定技能労働者登録支援機関 登録番号19-001426